

2-5 安全確保のための取組

2-5-1 銃器のトレーサビリティの改善

フランスでは 1991 年 EU 理事会指令制定後、銃器の購入状況が必ず記録されるようになり、銃器のトレーサビリティが改善された。現在は販売済みの銃器の 9 割以上は記録されているが、1991 年以前に販売された銃器の一部の記録は存在していない。銃砲店では、これらの銃器の所有者に対して、銃器の記録（登録）を行うよう奨励している¹²⁰。

2-5-2 警察と銃砲店との連携について

銃器を使用した犯罪が発生すると、警察は、銃器の所有者に関する情報収集を目的として、全国の販売店に対するヒアリング（捜査）を行う。銃砲店は銃器の購入者を記録した台帳を警察に提供し、報告した情報に偽りがないことを提示する。又、銃器の所持者が判明しない場合には、銃器の製造業者及び犯罪者（前科のある者）に対する捜査を行う¹²¹。

2-5-3 猟銃所持者の技能向上のための施策

「狩猟」に係る技能向上のための訓練は狩猟免許の取得時にのみ実施されており、免許取得後は、訓練が行われていないのが実情である¹²²。又、ベテラン狩猟者や高齢の狩猟者のための事故防止対策は講じられていない。フランスでは、高齢の狩猟者による事故は問題となっておらず、したがって事故防止対策の必要性も認識されてない。運転免許など、他の免許も高齢者のための特別な施策は設けられていないため、狩猟免許についてのみ高齢者を特別扱いすることは、国民からの理解が得られないと考えられている¹²³。

¹²⁰ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

¹²¹ 同上

¹²² ONCFS ヒアリング

¹²³ 同上